

## 令和元年台風第 15 号・第 19 号による風水害で被害を受けた方へ

風水害で被害を受けた方は、市税について、被害の程度に応じて税額が減免される場合があります。詳しくは、担当窓口へお問合せください。

\*いずれも申請が必要となります。

### ○固定資産税・都市計画税の減免

災害により所有する土地・家屋・償却資産について損害を受けた場合、その被害の程度に応じて、令和元年度分の固定資産税・都市計画税の負担を軽減する減免措置が受けられる場合があります。

資産の区分	減免の対象	減免する税額
土地・家屋・償却資産	災害により5/10以上の損害を受けた場合	災害後の納期分の全額
	災害により2/10以上の損害を受けた場合	災害後の納期分の5/10の額
	災害により1/10以上の損害を受けた場合	災害後の納期分の2/10の額
土地	年間収穫高が平年収穫高に比し5/10以下になった農地	災害後の納期分の全額
	年間収穫高が平年収穫高に比し7/10以下になった農地	災害後の納期分の5/10の額
	年間収穫高が平年収穫高に比し8/10以下になった農地	災害後の納期分の3/10の額

### ○固定資産税・都市計画税の軽減措置

#### <土地>

災害により滅失した住宅の敷地に使われていた土地について、被災年度の翌年度、翌々年度まで住宅用地の特例が適用される場合があります。

#### <家屋・償却資産>

災害により家屋・償却資産が滅失又は損壊した場合に、令和元年9月9日から令和6年3月31日までに代替家屋又は償却資産を取得等したとき、これらにかかる固定資産税及び都市計画税について、取得等した年の翌年から4年度分を2分の1に減額される特例が適用される場合があります。

【お問合せ】 土地・家屋については：区税務課（土地担当・家屋担当）  
償却資産については：財政局償却資産課 045-671-4384

### ○個人市県民税の減免

災害により住宅又は家財の10分の3以上が滅失・き損した場合や死亡又は生死不明となった場合、障害者となった場合、その状況に応じて令和元年度分の市民税（県民税を含む）の負担を軽減する減免措置が受けられる場合があります。

【お問合せ】 区税務課（市民税担当）

### ○事業所税の減免

災害により、事業所用家屋において行っていた事業を15日以上休止したと認められる場合、当該休止した事業の用に供する事業所用家屋に係る床面積相当分について、事業の休止期間に応じ、事業所税の資産割の減免を受けられる場合があります。

【お問合せ】 財政局法人課税課（事業所税担当）045-671-4491

### ○申請による納期限の延長

災害その他やむを得ない理由により納期限までに納付等を行うことが困難な場合は、申請することによって、納期限が延長される場合があります。

【お問合せ】 区税務課（収納担当）

### ○市税の徴収猶予

災害により被害を受け、市税を一時に納税することができない場合(特別徴収義務者を含みます)、徴収猶予を受けられる場合があります。

【お問合せ】 区税務課 (収納担当)

### ○延滞金の減免

災害により被害を受け、延滞金を納税することができない場合(特別徴収義務者を含みます)、延滞金の減免を受けられる場合があります。

【お問合せ】 区税務課 (収納担当)

\*その他、申告、申請、請求その他の書類の提出(審査請求に関するものを除く)の期限について、延長できる場合があります。